

令和2年度用

## 子ども会の皆さん

# 福岡県子ども会育成連合会に

## 加入しましょう！

### 福岡県子ども会育成連合会

<連絡先> 〒811-2402 福岡県糟屋郡篠栗町大字金出 3350-2 福岡県立社会教育総合センター内

電話番号: 092-947-7433 FAX番号: 092-947-7499

E-mail: fukuokakenkoren@topaz.ocn.ne.jp

### 子どもの頃の体験は豊かな人生の基盤

子ども会では、あそびや地域に根ざしたいろいろな体験活動を通して家庭や学校とは違った貴重な体験をし、多くのことを学びながら協調性や生きる力を育みます。

仲間遊び 工芸活動 スポーツ活動 伝承芸能活動 環境・野外活動 ボランティア体験等



福岡県子ども会育成連合会では地域の子ども会活動の支援のため次のような事業を行っています

ブロック単位の事業	スポーツ大会 伝承遊技大会 ふるさと運動事業 指導者研修会等
指導者養成事業	安全啓発指導者養成講習会、ブレイリーダー1級研修会
広域の交流事業	ジュニア・リーダー上級研修会 シニア・リーダー研修会等
文化事業他	九州ジュニア・リーダー大会、全子連事業への参加等 機関紙の発行、図画コンクール、功労者の表彰等

### 子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに！！

年会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。

活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受ける事ができます。（安全共済会の内容は裏面を、賠償責任保険については全国子ども会連合会ホームページをご覧ください。）

定期的に、そして事業開始前から事業実施中にもKYT（危険予知トレーニング）を行い、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

#### 全国子ども会安全共済会に加入するには

単位子ども会、市町村子連に所属する者が福岡県子ども会育成連合会の年会費を納めることで加入できます。

☆福岡県子ども会育成連合会年会費（1人）・・・150円

（内訳）

全国子ども会安全共済掛金・・・50円（10月1日以降加入の場合・・・40円）

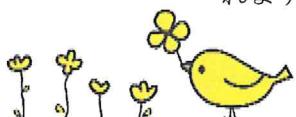
全国子ども会連合会運営費・・・20円（子ども会賠償責任保険料を含む）

福岡県子ども会育成連合会会費・・・80円（10月1日以降加入の場合・・・90円）



#### 賠償責任保険

子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。



詳細は全国子ども会連合会のホームページをご確認下さい。

<https://www.kodomo-kai.or.jp/>

# 全国子ども会安全共済会のご案内

—令和2年度—

ご加入の前に必ずお読みください(共済約款ほか抜粋)

## 1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- (1)子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(20歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動
- (2)子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
- (3)上記(1)において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動

※上記(1)～(3)の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

## 2. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県・指定都市子連に所属する者。(就学前3年以下の乳幼児が行事に参加する場合には安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族(満20才以上)が同伴することが必要となります。)

## 3. 共済金をお支払いする場合

### (1)死亡共済金

- ①被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- ②被共済者が子ども会活動中に突然死(上記が適用されない疾病により急死)したとき。

### (2)後遺障害共済金

- 被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき。

### (3)医療共済金

- 被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき。

## 4. 共済金額

- (1)死亡共済金 600万円
- (2)後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
- (3)医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%  
(支払限度額50万円)

## 5. 共済金を支払わない主な場合(死亡、後遺障害、医療)

- (1)次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病
  - ①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
  - ②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
  - ③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
  - ④交通事故(自転車の単独事故、又は自転車同士の衝突事故を除く。  
死亡共済金、後遺障害共済金を除く。)
  - ⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの
  - ⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
    - (ア) 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
      - (イ) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
      - (ウ) 自転車に二人乗せている間(法令で認められる場合を除きます。)
    - ⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
    - ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
    - ⑨地震もしくは噴火又はこれらによる津波
    - ⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
    - ⑪⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
    - ⑫⑩以外の放射性照射又は放射能汚染
    - ⑬喘息・癲癇の持病がある被共済者が、子ども会活動中に発症した喘息・癲癇の持病
    - ⑭成長痛・野球肘・疲労骨折
    - ⑮安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族(満20才以上)の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等

「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を本チラシに記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規定をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。